五　申請者が法人であるときは、役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ・ロ　（略）

ハ　精神の機能の障害により特定信用事業代理業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ニ　前号ロからチまでのいずれかに該当する者

六・七　（略）

（心身の故障のため特定信用事業電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等）

第五十七条の三十一の三十一の二　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)の主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため特定信用事業電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定信用事業電子決済等代行業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第五十七条の三十二　法第九十二条の六第一項第四号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第五十七条の三十二の二　（略）

（指定申請書の添付書類）

第五十七条の三十五　（略）

2　（略）

3　法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～四　（略）

五　役員が法第九十二条の六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六～九　（略）

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（許可申請書のその他の添付書類） **第五十条の四**　準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・一の二　（略）	（許可申請書のその他の添付書類） **第五十条の四**　準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一・一の二　（略）

五　申請者が法人であるときは、役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ・ロ　（略）

（新設）

ハ　前号イからチまでのいずれかに該当する者

六・七　（略）

（新設）

（割合の算定）

第五十七条の三十二　（略）

（指定申請書の添付書類）

第五十七条の三十五　（略）

2　（略）

3　法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～四　（略）

五　役員が法第九十二条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六～九　（略）